

産業廃棄物の不法投棄等の状況（平成20年度）について〔概要〕

環境省廃棄物・リサイクル対策部
適正処理・不法投棄対策室

1 平成20年度に判明したと報告された産業廃棄物の不法投棄事案（新規判明）

○ 件数及び量

- ・ 不法投棄の件数は308件
- ・ 不法投棄量は20.3万トン
- ・ 前年に比べて、件数で74件減少、不法投棄量で10.1万トン増加
- この10年間の傾向としては、件数では減少、量は概ね減少。

○ 実行者別の状況

- 件数では、
 - ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・149件（48.4%）
 - ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・71件（23.1%）
 - ・ 無許可の産廃処理業者（無許可業者）・・・・30件（9.7%）
 - ・ 複数によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・28件（9.1%）
- 投棄量では、
 - ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・9.8万トン（48.3%）
 - ・ 複数によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・5.5万トン（27.1%）
 - ・ 無許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.0万トン（9.8%）
 - ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・1.8万トン（8.8%）

○ 廃棄物の種類

- 件数では、建設系廃棄物が
 - ・ 224件（がれき類124件、建設混合廃棄物62件、建設系木くず27件等）
 - ・ 全体（308件）の72.7%
- 投棄量では、建設系廃棄物が
 - ・ 17.7万トン（建設混合廃棄物8.5万トン、汚泥（建設系）6.0万トン、がれき類2.3万トン等）
 - ・ 全体（20.3万トン）の87.5%

○ 生活環境保全上の支障等の状況及び都道府県等の対応状況

支障等の状況	件数	A		B	C	D	E	F
		完了						
計	308							
現に支障が生じている	5	5	4					
現に支障のおそれがある	15	12	8		3			
支障等調査中	6						6	
現時点で支障等がない	282					106		176

A：支障除去又は支障のおそれの防止措置、B：周辺環境モニタリング、C：定期的な立入検査、
D：その他（撤去指導、追跡調査等）、E：支障を明確にするための確認調査、F：特段の対応なし

2 平成20年度に判明したと報告された産業廃棄物の不適正処理事案（新規判明）

○ 件数及び量

- ・ 不適正処理の件数は308件
- ・ 不適正処理量は122.8万トン
→ 今年度の実態調査において詳細な調査を依頼した結果、過去に判明していた51件の事案が新たな事案として報告されている。

○ 実行者別の状況

- 件数では、
 - ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183件（59.4%）
 - ・ 複数によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49件（15.9%）
 - ・ 産業廃棄物許可業者（許可業者）によるもの・ 37件（12.0%）
 - ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16件（5.2%）
- 不適正処理量では、
 - ・ 許可業者によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109.8万トン（89.4%）
 - ・ 排出事業者によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6.8万トン（5.6%）
 - ・ 複数によるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4.4万トン（3.6%）
 - ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1.0万トン（0.8%）

○ 廃棄物の種類

- 件数では、建設系廃棄物が
 - ・ 230件（がれき類96件、建設混合廃棄物63件、建設系木くず62件等）
 - ・ 全体（308件）の74.7%
- 不適正処理量では、建設系廃棄物が
 - ・ 44.1万トン（がれき類22.5万トン、建設混合廃棄物14.0万トン、木くず6.0万トン等）
 - ・ 全体（122.8万トン）の35.9%

○ 生活環境保全上の支障等の状況及び都道府県等の対応状況

支障等の状況	件数	A	B	C	D	E	F
計	308	完了					
現に支障が生じている	0						
現に支障のおそれがある	16	12	7	4			
支障等調査中	6					6	
現時点で支障等がない	286				96		190

A：支障除去又は支障のおそれの防止措置、B：周辺環境モニタリング、C：定期的な立入検査、D：その他（撤去指導、追跡調査等）、E：支障を明確にするための確認調査、F：特段の対応なし

3 平成20年度末の時点で残存している産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理事案（以下、「残存事案」という。）

○ 平成20年度末における残存事案の残存件数及び残存量

- ・ 残存事案の件数は2,675件
- ・ 残存量の合計は1,726.0万トン
- ・ 前年に比べて件数で78件減少、残存量で92.3万トン増加
→ 毎年度、新たに判明したと報告され、その多くが残存事案として残ってしまうこと、現時点では支障等がないこと等から行政等による支障除去等措置を必要としない事案が大部分であること、

大規模事案である福井県敦賀市事案等、産廃特措法等の財政支援による支障除去等措置が継続中のものがかかり残っていること等から、件数及び量ともになかなか減少していない。

○ 実行者別の状況

● 件数では、

- ・ 排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,034件 (38.7%)
- ・ 無許可業者によるもの・・・・・・・・ 634件 (23.7%)
- ・ 実行者不明・・・・・・・・・・・・・・ 602件 (22.5%)

● 残存量では、

- ・ 許可業者によるもの・・・・・・・・ 934.6万トン (54.1%)
- ・ 無許可業者によるもの・・・・・・・・ 397.3万トン (23.0%)
- ・ 排出事業者によるもの・・・・・・・・ 176.2万トン (10.2%)

○ 不法投棄等廃棄物の種類

● 件数では、建設系廃棄物が

- ・ 1,936件、全体 (2,675件) の72.4%

● 残存量では、建設系廃棄物が

- ・ 1,123.4万トン、全体 (1,726.0万トン) の65.1%

○ 生活環境保全上の支障等の状況及び都道府県等の対応方針

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
平成10年6月16日以前	516	19.3%	10,199,616	59.1%
現に支障が生じている	10	0.4%	4,122,304	23.9%
現に支障のおそれがある	66	2.5%	3,391,416	19.6%
現時点では支障等はない	403	15.1%	2,131,746	12.4%
支障等調査中	37	1.4%	554,150	3.2%
平成10年6月17日以降	1,736	64.9%	4,552,381	26.4%
現に支障が生じている	6	0.2%	17,991	0.1%
現に支障のおそれがある	79	3.0%	1,472,922	8.5%
現時点では支障等はない	1,525	57.0%	1,986,114	11.5%
支障等調査中	126	4.7%	1,075,354	6.2%
開始時期調査中	46	1.7%	34,747	0.2%
現に支障が生じている	0	0.0%	0	0.0%
現に支障のおそれがある	0	0.0%	0	0.0%
現時点では支障等はない	32	1.2%	33,477	0.2%
支障等調査中	14	0.5%	1,270	0.0%
特定困難	377	14.1%	2,473,164	14.3%
現に支障が生じている	0	0.0%	0	0.0%
現に支障のおそれがある	14	0.5%	50,860	0.3%
現時点では支障等はない	341	12.7%	2,350,146	13.6%
支障等調査中	22	0.8%	72,158	0.4%
合計	2,675	100.0%	17,259,908	100.0%
現に支障が生じている	16	0.6%	4,140,295	24.0%
現に支障のおそれがある	159	5.9%	4,915,197	28.5%
現時点では支障等はない	2,301	86.0%	6,501,483	37.7%
支障等調査中	199	7.4%	1,702,932	9.9%

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
現に支障が生じている	16	0.6%	4,140,295	24.0%
支障除去措置*	16	0.6%	4,140,295	24.0%
現に支障のおそれがある	159	5.9%	4,915,197	28.5%
支障のおそれの防止措置(一部着手を含む)	33	1.2%	4,097,342	23.7%
周辺環境モニタリング	11	0.4%	70,418	0.4%
定期的な立入検査	115	4.3%	747,437	4.3%
現時点では支障等はない	2,301	86.0%	6,501,483	37.7%
その他(改善指導、定期的な立入検査、監視等)	630	23.6%	1,738,658	10.1%
特段の対応なし	1,671	62.5%	4,762,826	27.6%
支障等調査中	199	7.4%	1,702,932	9.9%
支障を明確にするための確認調査	199	7.4%	1,702,932	9.9%
計	2,675	100.0%	17,259,908	100.0%
※平成21年12月現在、すべての事案で支障除去措置に着手済				

4 環境省の取組み

- 廃棄物処理法の数次の改正による規制の強化、その他不法投棄等の未然防止・拡大防止のための様々な施策の実施等により、新規判明事案の件数は減少。

これら新規判明事案で、現に支障等があると報告されたものについては、支障の除去又はそのおそれの防止措置、周辺環境モニタリング、状況確認のための立入検査のいずれかの措置が講じられているか又は講じることとされている。

しかしながら、5,000トン以上の大規模な不法投棄事案は新たに4件、不適正処理事案については10件判明し、5,000トン未満の規模のものを含めると、全体では未だに308件の不法投棄、308件の不適正処理が新たに判明したと報告されており、不法投棄等の事案の撲滅には至ってないところ。

- 残存事案2,675件について、現に支障等があると報告されている175件については、支障等の状況により、支障の除去又はそのおそれの防止措置、周辺環境モニタリング、状況確認のための立入検査のいずれかの措置が講じられているか又は講じることとされている。
- 現在、支障等調査中と報告された事案が199件あり、早急に支障等の状況を明確にした上で、支障のおそれの度合いに応じた対応が必要。現時点では支障等がないと報告された2,301件についても、必要に応じて、支障の定期継続的な状況確認を行い、支障等の状況に変化が生じた場合には速やかに必要な対応ができるようにしておくことが必要。

支障の除去又はそのおそれの防止措置が完了した事案については、残存事案から削除されることになるが、全量撤去以外の措置がなされた事案については、その後の土地利用において土地の形質の変更（廃棄物搬出含む）等がなされた場合には新たなリスクが発生し得ることから、廃棄物処理法に基づく指定区域に指定する等、別途関係者間で情報共有及び管理を行っていくことが重要。

○ いずれにしても、これら残存事案については、都道府県・政令市別及び市町村別、並びに支障等の状況別にリスト化して公表資料の中のデータの1つとして公表し、関係者間で情報共有を図り、将来にわたって的確に対応していけるようにしていくことが必要となっているところ。

○ 以上のような状況の中、今般、環境省では、廃棄物の適正な処理の確保を図るため、排出事業者による適正な処理の確保対策の強化、廃棄物の不適正な処理への厳格な対応、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化等の措置を講ずることを盛り込んだ廃棄物処理法の一部を改正する法律案を通常国会に提出予定。

また、引き続き、不法投棄等を防止を図るため、全国ごみ不法投棄撲滅運動の展開による監視活動の強化、エコアラームネット等を活用した取組、現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援を進め、新たに衛星画像を活用した早期発見・早期対応の取組を展開し、地方環境事務所が拠点となって都道府県等と緊密に連携し、大規模事案を中心に新規に判明される事案を減少させることができるよう、早期発見による未然防止及び早期対応による拡大防止の取組を一層推進。

支障等がある残存事案の支障の除去等の措置については、平成10年6月16日以前に行為のあった事案は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）に基づき国からの補助等の支援を実施。これまでに12事案について同法に基づく大臣同意。一方、平成10年6月17日以降に行為のあった事案については、建設八団体副産物対策協議会をはじめとして、（社）日本経済団体連合会会員団体及び企業、（社）全国産業廃棄物連合会、（社）日本医師会及び四病院団体協議会各団体からの出えんをいただき、国からの補助も加えて造成した廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金により、都道府県等の代執行経費の支援を行っており、平成20年度末までに72事案に対して支援。

○ 産廃特措法についてはその期限が平成24年度末。廃棄物処理法に基づく基金による支援についても、引き続き産業界からの理解と協力が必要。

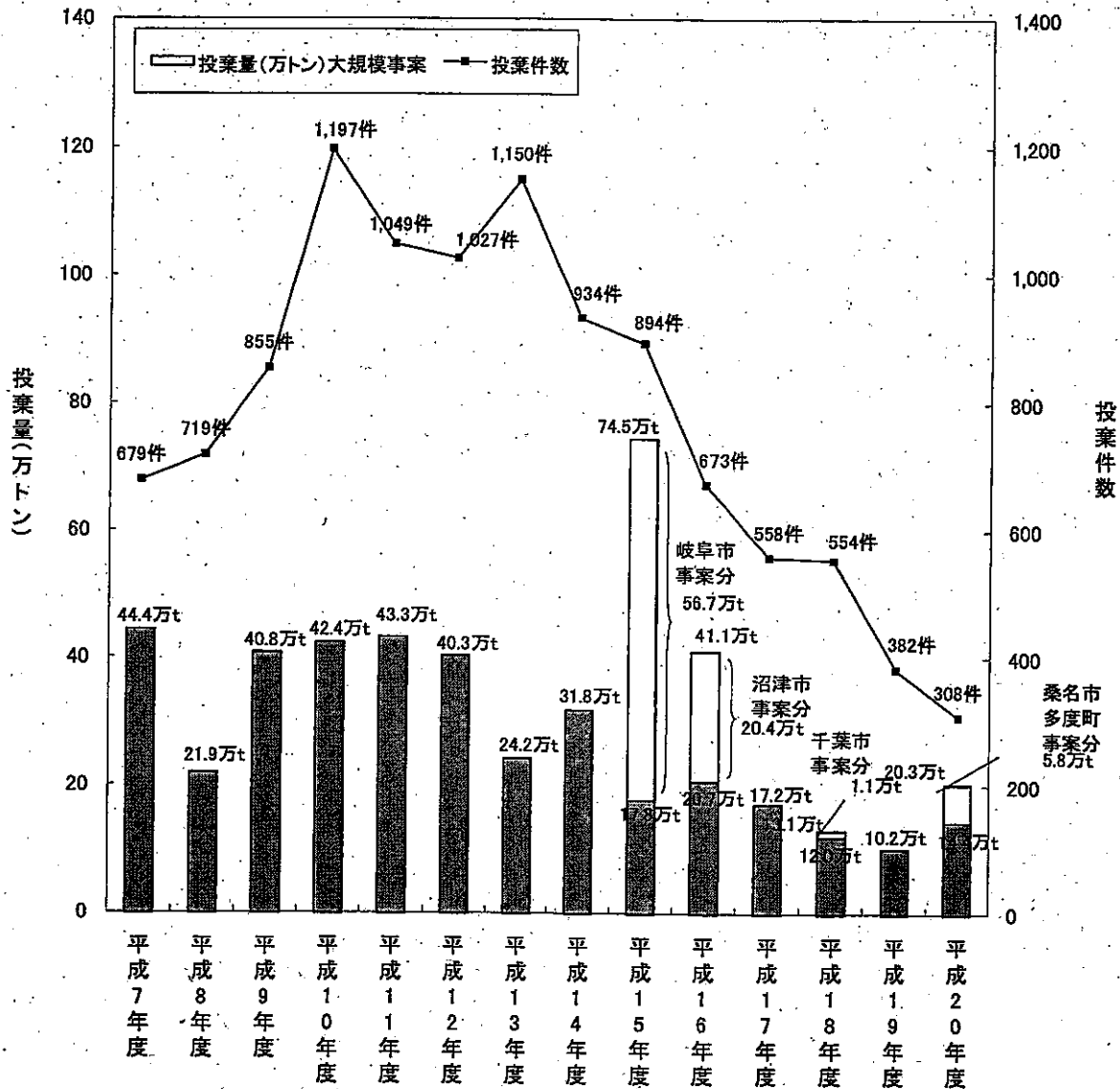
引き続き、残存事案への今後の対応のあり方や支障等がある事案に対する今後の財政的支援のあり方について、検討を進めていく。

1-1-1. 不法投棄件数及び投棄量(新規判明事案)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
投案件数	679	719	855	1,197	1,049	1,027	1,150
投棄量(万トン)	44.4	21.9	40.8	42.4	43.3	40.3	24.2

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
投案件数	934	894	673	558	554	382	308
投棄量(万トン)	31.8	74.5	41.1	17.2	13.1	10.2	20.3

不法投棄件数及び投棄量の推移



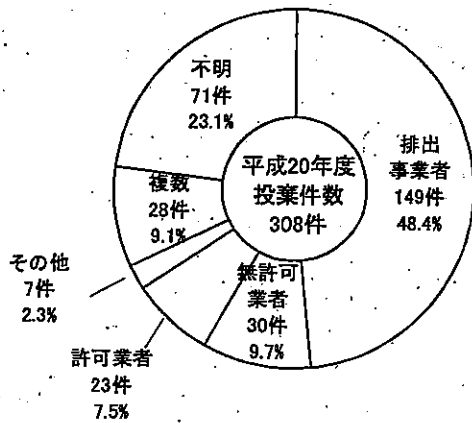
注)

1. 投案件数及び投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。
2. 上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。
上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉県事案については、平成10年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年に判明していたが、当該年度に報告されたもの。
3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。
なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これが不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県45カ所において確認され、そのうち41カ所で撤去が完了している(平成21年9月時点)。

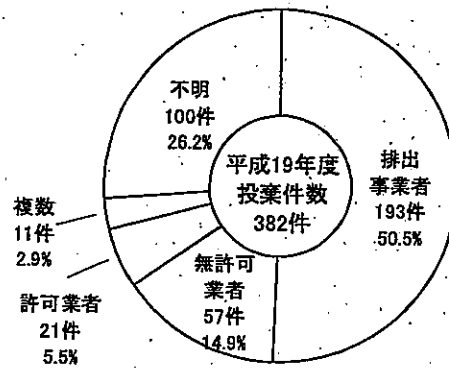
1-1-3. 不法投棄実行者の内訳(新規判明事案)

実行者	平成20年度		平成19年度	
	投棄件数	投棄量(t)	投棄件数	投棄量(t)
排出事業者	149	97,894	193	24,113
無許可業者	30	19,859	57	31,114
許可業者	23	5,709	21	22,804
その他	7	6,419	0	0
複数	28	54,945	11	3,502
不明	71	17,905	100	20,186
合計	308	202,730	382	101,718

①投棄件数

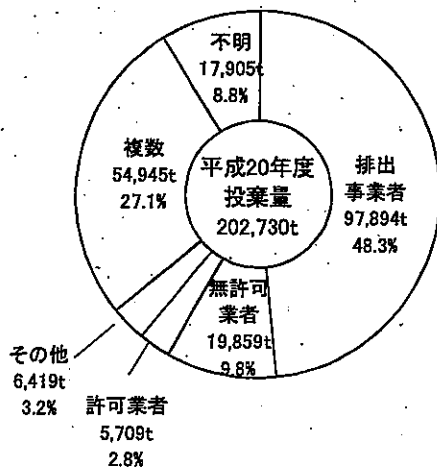


平成20年度

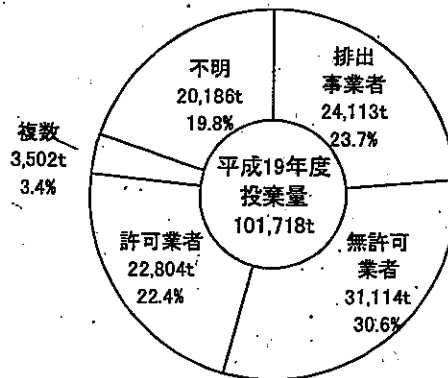


平成19年度

②投棄量



平成20年度



平成19年度

1-1-5: 不法投棄事案の支障等の状況及び都道府県等の対応状況(新規判明事案)

	投案件数	割合	投棄量(t)	割合
現に支障が生じている	5	1.6%	1,725	0.9%
支障除去措置(実施済、一部着手を含む)	5	1.6%	1,725	0.9%
措置完了※2	4	1.3%	1,425	0.7%
現に支障のおそれがある	15	4.9%	7,620	3.8%
支障のおそれの防止措置(実施済、一部着手を含む)	12	3.9%	2,091	1.0%
措置完了※2	8	2.6%	1,623	0.8%
定期的な立入検査	3	1.0%	5,530	2.7%
現時点では支障等はない	282	91.6%	191,795	94.6%
その他(撤去指導、追跡調査等)	106	34.4%	127,996	63.1%
特段の対応なし	176	57.1%	63,799	31.5%
支障等調査中	6	1.9%	1,590	0.8%
支障を明確にするための確認調査	6	1.9%	1,590	0.8%
計※1	308	100.0%	202,730	100.0%

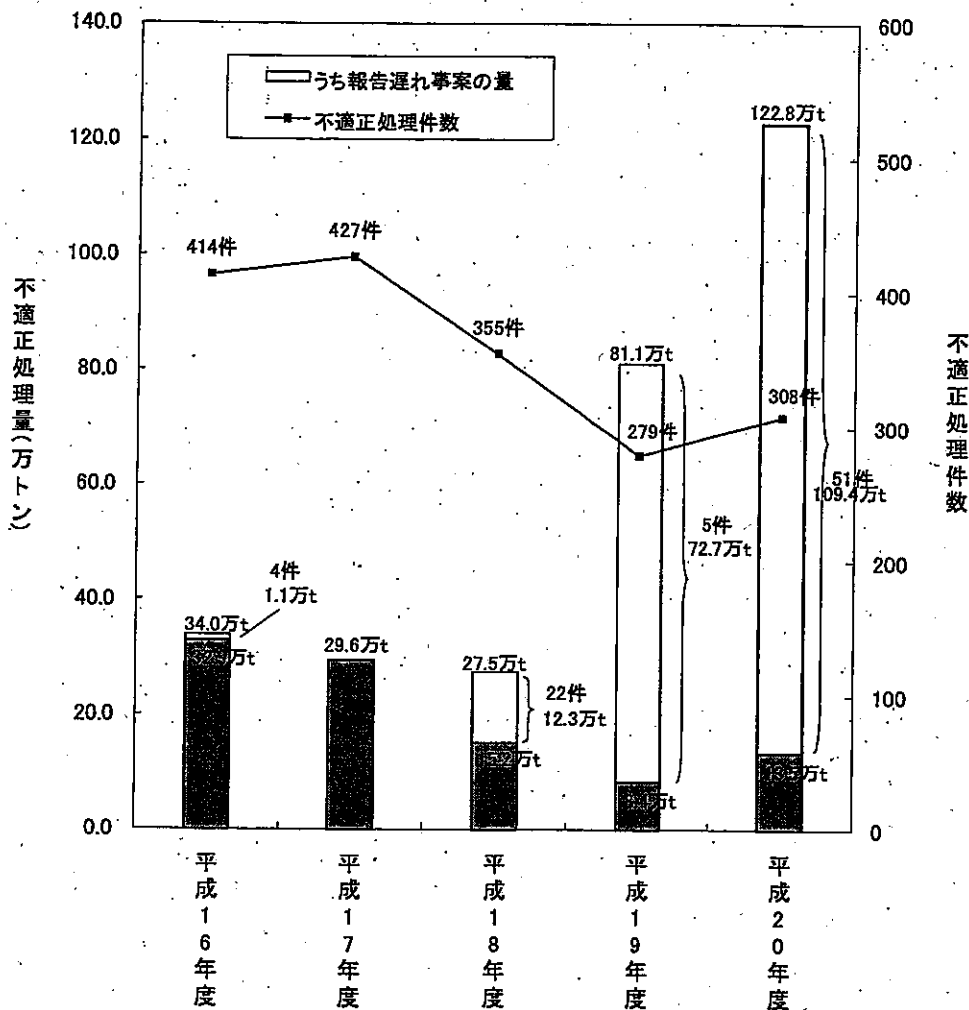
※1 当該年度内に不法投棄事案として新たに判明したと報告された事案数

※2 ※1の事案のうち当該年度内に措置が完了した事案であり、当該年度末時点での残存事案数には含まれていない。

1-2-1. 不適正処理件数及び不適正処理量(新規判明事案)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
不適正処理件数	414	427	355	279	308
不適正処理量(万トン)	34.0	29.6	27.5	81.1	122.8

不適正処理件数及び不適正処理量の推移



注)

1. 不適正処理件数及び不適正処理量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件当たりの不適正処理量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事業はすべて)を集計対象とした。

2. 上記棒グラフ白抜き部分について、平成16年度に4件、平成18年度に22件、平成19年度に5件、平成20年度に51件の事案は、報告された年度以前に自治体において判明していたが、当該年度に報告されたもの。

平成19年度に報告されたものには、大規模な事案である滋賀県栗東市事案71.4万tを含む。

平成20年度に報告されたものには、大規模な事案である奈良県宇陀市事案85.7万t、長野県長野市事案2.2万t、茨城県つくばみらい市事案1.2万tを含む。

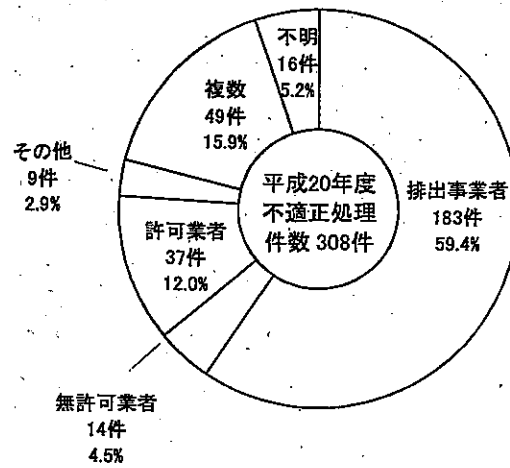
3. 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これが不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県45カ所において確認され、そのうち41カ所で撤去が完了している(平成21年9月時点)。

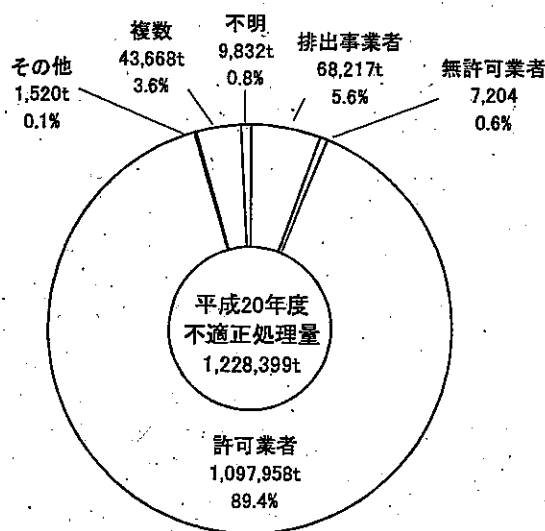
1-2-3. 不適正処理実行者の内訳(新規判明事案)

実行者	平成20年度	
	不適正処理件数	不適正処理量(t)
排出事業者	183	68,217
無許可業者	14	7,204
許可業者	37	1,097,958
その他	9	1,520
複数	49	43,668
不明	16	9,832
合計	308	1,228,399

①不適正処理件数



②不適正処理量



1-2-5. 不適正処理事案の支障等の状況及び都道府県等の対応状況(新規判明事案)

	不適正処理件数	割合	不適正処理量(t)	割合
現に支障が生じている	0	0.0%	0	0.0%
現に支障のおそれがある	16	5.2%	899,405	73.2%
支障のおそれの防止措置(実施済、一部着手を含む)	12	3.9%	869,408	70.8%
措置完了※2	7	2.3%	320	0.0%
定期的な立入検査	4	1.3%	29,997	2.4%
現時点では支障等はない	286	92.9%	318,454	25.9%
その他(適正排出指導、定期的な立入検査等)	96	31.2%	226,899	18.5%
特段の対応なし	190	61.7%	91,555	7.5%
支障等調査中	6	1.9%	10,540	0.9%
支障を明確にするための確認調査	6	1.9%	10,540	0.9%
計※1	308	100.0%	1,228,399	100.0%

※1 当該年度内に不適正処理事案として新たに判明したと報告された事案数

※2 ※1の事案のうち当該年度内に措置が完了した事案であり、当該年度末時点での残存事案数には含まれていない。

